第4章 環境配慮事項

第4章 環境配慮事項

4.1 地域の環境特性

「広島市環境影響評価条例」(平成11年3月、市条例第30号)第4条の規定に基づき策定されている「環境配慮指針」(平成11年6月、市公告)では、事業を計画するに当たり、環境の保全について事前に配慮するための必要な事項が定められている。

本事業の環境配慮事項の検討に当たっては、「環境配慮指針」に示される地域の環境特性を参考とした。

本事業の計画地は図4.1-1に示すとおり、「デルタ市街地地域」に該当している。 また、地域の環境特性は、表4.1-1に示すとおりである。

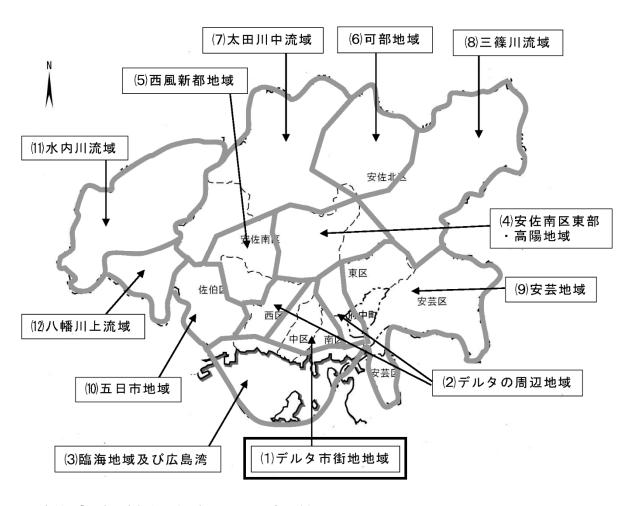


図4.1-1 環境特性の地域区分

表4.1-1 地域の環境特性(デルタ市街地地域)

項目	環境特性
ア 環境の自然的構成	○商工業地区が多く、他地域に比べ、昼間人口が多く、人口密度が高
要素の良好な状態	V' _o
の保持	○一極集中化が進んでおり、昼間に地域外から自動車が大量に流入し
	てくるため、幹線道路などの沿道では、自動車による大気汚染、騒
	音の影響が大きい。
	○デルタ地帯を流れる6河川は、概ね環境基準を達成しており、100
	万都市を流れる河川としては良好な水質が保たれている。
イ 生物の多様性の確	○太田川から分流した6本の河川が市街地を流れ、デルタを形成して
保及び自然環境の	いる。
体系的保全	○太田川放水路には、貴重な塩生植物群落があり、干潟には多様な生
	物が生息している。
	○比治山、黄金山や皿山などには自然林が残存し、デルタが未発達で
	あったころの島の名残をとどめている。
	○中心部の広島城、中央公園、縮景園、平和記念公園などでは、植栽
	された樹木が生長して落ちついた環境となっており、昆虫などの小
	動物の生息場所や移動途中の渡り鳥の休息場所となっている。
	○白神社の岩礁は、市天然記念物及び市史跡に指定されている。
	○新庄の宮の社叢は、県天然記念物に指定されている。
ウ 人と自然との豊か	○世界遺産である原爆ドームのある平和記念公園は、市民の憩いの場
な触れ合い	であるとともに、市外からも多くの人が来訪する。また、中央公園
	や広島城等と近接しており、一体的なアメニティ空間を織り成して
	いる。平和大通りには、大きな街路樹空間があり、美しい都市景観
	を形成している。
	○比治山公園は、緑地が豊富で文化的施設が立地し、都心を一望でき
	る高台となっており、憩いの場として市民に利用されている。
	○国指定の広島城跡、頼山陽居室等の多くの史跡が存在し、縮景園及
	び平和記念公園は、国の名勝に指定されている。また、草津地区に
	は、古い街並みが見られる。
	○元安川などの親水機能を持った護岸は、憩いの場所として市民に利
	用されている。
	○太田川の河川敷は、身近な水辺空間を形成し、レクリエーションの
	場として利用されている。
エ 環境への負荷	○密度の高い都市活動のため、ヒートアイランド現象が起こり、また、
	廃棄物の排出量も多い。

4.2 事業別の環境配慮事項

本事業の環境配慮事項の検討に当たっては、「環境配慮指針」に示される事業別の環境配慮事項を考慮した。

本事業は、環境配慮指針によると「住宅系の事業」及び「商業・事務系の事業」に 該当し、事業別の環境配慮事項は表4.2-1(1)~(2)に示すとおりである。

表4.2-1(1) 事業別の環境配慮事項

	衣4. Z¯1(I) 争未別の環境能應争項
項目	環境配慮事項
1 共通項目	○事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周
	辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整
	合を図る。
	○自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的
	文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ
	避ける。
	○施設の建設等に当たっては、廃棄物の3R(発生抑制(リデュース)、
	再利用(リユース)、再生利用(リサイクル))及び適正処理を行
	うとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型設備及
	び建築物の導入により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出
	量の削減に努める。
	○地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できる
	だけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、
	コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性
	舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。
2 住宅系の事業	○計画人口や事業規模の設定、事業実施地域の選定が、水質汚濁等の
	進行や、雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮す
	る。
	○高層建築物等による電波障害や日照への著しい影響が生じないよ
	うに配慮する。
	○周辺から目立ちやすい斜面や尾根部の樹林、水辺や谷筋といった自
	然的景観資源は残すように努める。
	○良好な樹林地や水辺をできるだけ保全するとともに、それらを生か
	した、潤いと安らぎのある空間を形成するように努める。
	○緑化の推進のほか、建築物や諸施設の色彩、デザインに配慮するな
	ど、良好な景観形成に資するように配慮する。
	○省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み
	込むなど、効率的なエネルギー利用により省資源・省エネルギー及
	び温室効果ガス排出量の削減に努める。

表4.2-1(2) 事業別の環境配慮事項

75 口	但应到最末 在
項 目	環境配慮事項
3 商業・事業系の事業	○事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒
	音等の進行や、雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように
	配慮する。
	○高層建築物等による電波障害や日照への著しい影響、ビル風害が生
	じないように配慮する。また、不適切な照明等によって光害が生じ
	ないように配慮する。
	○周辺道路に新たな交通渋滞を発生させないよう、十分な駐車場の確
	保、適切な入出庫経路の確保や誘導を実施し、供用後に大気汚染や
	騒音などの公害が発生しないように配慮する。
	○敷地内の緑化に努めるとともに、建築物等の色彩、デザインに配慮
	するなど、良好な景観形成に資するとともに、利用者の憩いの場と
	もなるように配慮する。また、土地の高度利用を図る場合には、総
	合設計制度などを活用し、十分なオープンスペースの確保に努め
	る。
	○省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み
	込むなど、効率的なエネルギー利用により省資源・省エネルギー及
	び温室効果ガス排出量の削減に努める。
	○製造業者や運送業者等との連携を強化し、多頻度少量配送の見直
	し、共同配送の推進など、物流の合理化に努める。
	○梱包材等の合理化と再利用、店舗等で発生する資源の分別排出と回
	収などにより廃棄物の3R(発生抑制(リデュース)、再利用(リ
	ユース)、再生利用(リサイクル))及び適正処理を行う。

4.3 本事業の環境配慮事項

「環境配慮指針」に基づく地域の環境特性及び事業別の環境配慮事項を考慮し、検討した本事業の環境配慮事項は表4.3-1(1)~(2)に示すとおりである。

表4.3-1(1) 本事業の環境配慮事項

項	目	環境配慮事項
基本的配慮	周辺土地利	○中心市街地における賑わい創出や周辺地域との回遊性の向上を
	用との調和	図る。
		○地上は広電電車、地下はアストラムラインの駅に接続する立地で
		あることから、歩行者空間の充実等の交通拠点機能の強化を図
		る。
		○本通商店街の玄関口にふさわしいシンボリックで風格ある都市
		景観の形成を図る。
	建設工事に	○周辺環境に配慮した工事工法や建設機械の配置等を検討する。
	係る配慮	○工事工程の平準化及び稼働の効率化に努める。
		○建設機械は、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使
		用に努める。
		○建設機械及び工事用車両を使用する前に整備・点検を行い、良好
		な状態で使用する。
		○工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底し、計画的な
		運行により影響の低減を図る。
		○建設機械及び工事用車両の運転者に対してアイドリングストッ
		プを周知・徹底する。
		○粉じんの発生及び飛散が考えられる工事時には、適宜散水やタイ
		ヤ洗浄を行う。
		○解体工事時には防塵シートを設置して工事を行う。
		○既存建築物にフロン類を使用した業務用空調機器及び冷蔵・冷凍
		機器(第一種特定製品)の設置が確認された場合は、「フロン類
		の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、解体
		工事前に適切に回収・処理する。
		○「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」等に基づき、既存建築 物の解体工事前にアスベストの事前調査を行うとともに、使用が
		確認された場合には適正に飛散防止対策及び除去を行う。
		○残土等搬出時には工事用車両の荷台に防塵覆いを行う。
		○ ○ ○
		○工事用車両の出入口に交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保
		と交通渋滞の発生防止に努める。
		○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令
		に基づき、発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限
		り再資源化を図る。
		○再生骨材等のリサイクル製品の使用を検討するとともに、可能
		な限り再資源化を図るため、場内での分別の徹底に取り組む。
		○塗装及び防水等の工事にあたっては、材料及び施工方法を検討
		し、悪臭の発生抑制に努める。
		○計画地に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、着工前に市教
		育委員会と協議を行うとともに、工事中に新たな埋蔵文化財を確
		認した場合は市教育委員会等に報告し、関係法令等に基づき適切
		に対応する。
<u> </u>	l	-

表4.3-1(2) 本事業の環境配慮事項

項	目	環境配慮事項
環境の自然	環境負荷の	○設備機器の整備・点検を徹底するとともに、可能な限り、環境負
的構成要素	低減	荷低減に配慮した設備機器の導入に努める。
の良好な状		○排気口の位置及び向きは、周辺施設に配慮して設置する。
態の保持		○臭気対策を講じることで周辺環境への影響が小さくなるよう配
		慮する。
		○飲食店等が入居する場合は、グリーストラップを設置し、清掃等
		を周知・徹底する。
		○住宅にディスポーザーを導入する場合は、市が認める排水処理シ
		ステムに準じた設備を地下に設置し、維持管理を適切に行う等、
		悪臭防止に配慮する。
		○計画建築物の配置や形状を検討する際は、ビル風による周辺環境
		への影響や長時間日影の影響を受ける範囲が小さくなるよう配
		慮する。
		○計画建築物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した
		場合には、状況を確認し、適切な障害対策を実施する。
		○地域の環境特性を十分把握し、大気汚染、騒音、振動等による周
		辺環境への影響が小さくなるよう配慮する。
		○反射光による周辺への影響を小さくするため、熱線反射ガラス等
		の導入は避けるほか、太陽光パネルを設置する際は、配置を工夫
		することで光害の発生に配慮する。
		○地上や低層棟の屋上広場において可能な限り緑化するとともに、
		保水性舗装の導入検討を行い、周囲の気温上昇に配慮するほか、
		エネルギー消費量の低減に向けた外壁の高断熱化等の検討を行
		い、設備機器からの排熱抑制に配慮することでヒートアイランド
1 1 4 45 1		現象の緩和に努める。
人と自然と	美しい都市	○計画建築物のデザインは、周辺との調和を図るとともに、色彩や
の豊かな触	景観の保	外壁の素材についても周辺との調和に配慮する。
れ合い	全・創造	○
環境への負	二酸化炭素の批出量の	○建物断熱性やエネルギー効率の優れた設備機器導入を検討する。
荷(地球環	の排出量の	
境の保全)	抑制	○佐乳利田老に替して、相二に依にしな、ぎょの砂井柏町の地上で
	廃棄物の再	○施設利用者に対して、掲示板等により、ごみの発生抑制の協力及び公別批出の徴度な保し、ごれの対象にありませんないの批准に努力し
	利用	び分別排出の徹底を促し、ごみの減量化やリサイクルの推進に努
		める。 ○ ○
		○廃棄物の発生抑制、再資源化等に配慮し、適切に分別保管できる
		よう廃棄物保管施設を設置する。